

# ろうどう法律基礎講座

NPO法人 人財フォーラム



# NPO法人 人財フォーラム 概要

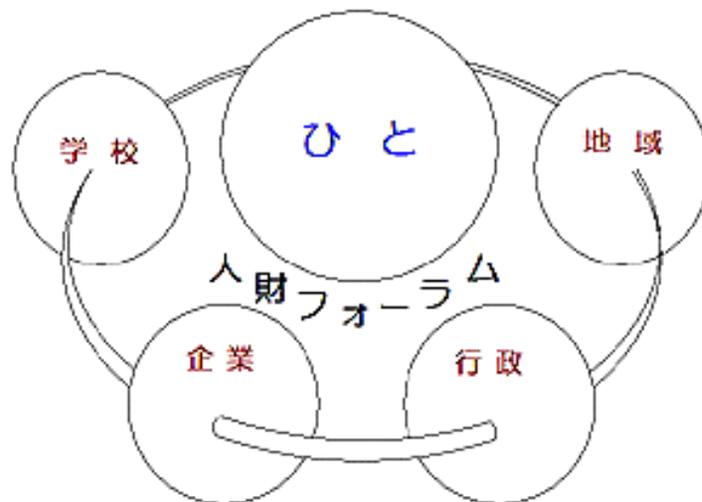
行政機関、教育機関等と協働した就職支援事業等を実施するため、各種資格・スキル・経験を持ったメンバーがあつまり、特色のある社会教育の推進・雇用支援事業を体系的・継続的に行っていく目的の元に2005年4月設立

## ミッション

人という財「たから」を育て、働くことに夢を持てる社会をつくる

## ビジョン

地域・学校・企業・行政との協働により次世代へ働くことの大切さを伝えていく



# 主な活動実績

## 2005年

ジョブカフェやまなし 就職サポートプログラム（職業人講話）

「職場のトラブル研究会」開催

**知っておこう！働くための法律知識（高校生対象）**

## 2006年

**ろうどう法律基礎講座（主に高校生対象）**

メンタルヘルス・再就職相談事業

中高年就職支援セミナー

ジョブカフェやまなし 職業人講話

技能五輪広報活動

静岡市生涯学習推進協議会 参加

## 2007年

**ろうどう法律基礎講座（高校生対象）**

静岡市キャリア教育支援会議 参加

静岡市インターンシップ推進業務

## 2008年

**ろうどう法律基礎講座（高校生対象）**

静岡市キャリア教育支援会議 参加

静岡市インターンシップ推進業務

# 知っておきたいシリーズ



## <特徴>

### ①必要最低限の内容

(19項目まで)

### ②読む側の目線にそった内容

(難しい法律用語は極力使用しない、イラスト入り等)

### ③蛇腹式というスタイル

(興味を引きやすい)

# 知っておこう！働くための法律知識

2005年 静岡県男女共同参画センター交流会議 県民企画講座 公募事業  
公募テーマ「みんなが輝ける社会のために！」

学生(中・高・大学生)や若い世代への職業意識啓発の講座として実施

テキスト:「知っておきたい 労働基準法」



# 働く前に知っておきたい ろうどう法律基礎講座

2006年 静岡県男女共同参画地域活動パートナーシップ強化事業

## 事業目的

次世代を担う若者(高校生・大学生)に社会に出る前の段階で教育現場ではなかなか教えることができない労働法令(労基法・均等法・育介法 等)の基礎知識を伝える

## PR方法

- ・県教育委員会より県内高校150校(当時)にパンフレット発送し希望校に実施
- ・ヤングジョブステーション(ジョブカフェ)高校出前講座の一環として実施

**テキスト:知っておきたい 労働法基礎知識**

## <事業内容>

- ・県内高校生・大学生 810名に対し実施

総合学習の時間等 50分間～1時間半(この場合休憩あり)

法律としての「権利」だけでなく「義務」があるといった点にも重点

要望によって「求人票の見方」(給料だけではない! 求人項目の説明 等)内定通知書等の見方も実施

※ 2007年、2008年も希望校に実施(合計 約1000名以上に実施)

# 高校生のアンケートより

- 給料についてよくわかった(男女で差はない、給料の支払い方法、残業など)
- アルバイトでも法律を使えるんだ と思った
- 「やめてほしい」と言われた時の対処法にはビックリしました
- 給料明細をはじめて見ました、なんだか実感があって良かったです
- 時間外労働でいくらお金が割増されるのか ということに興味を持った
- 自分がアルバイトをした時にはこの講座を思い出して手帳(注:ハンドブック)をみて、自分の働く環境をしっかりと理解したい
- これから社会に出た時、覚えた事を活かしていきたいと思います
- 社会に出るにあたり、様々な不安がある中で今回の講座は良かったです
- 知らなかった事ばかりだったので就職先でとても役に立つと思う

## < ろうどう法講座 全体の流れ >

○クイズ形式

○×クイズ・求人広告間違い探し

○労働トラブル事例

イラストによる紙芝居形式

○法律の解説

労働基準法条文の参照

○給与の仕組み

給与計算  
(控除されるもの・手取り額)

○労使の意識の違い

手取り額と会社負担の差

○コミュニケーションについて

コミュニケーション不足で起こる問題

○求人広告の見方

自分に合う会社かどうか  
希望の仕事を考えるきっかけ作り

## 内容の構成に注意した点

<権利> = 労働法

①内容は簡潔に伝える

②優先順位を考える

募集・採用・労働条件の明示・賃金  
いじめ 嫌がらせ・時間外労働 等

<義務> = 社会生活・人間関係のルール

①社会では役割・立場があることへの理解

②コミュニケーションの重要性を意識してもらう

# 課題点など

## ①若年者就職支援事業、キャリア教育の見直し

現在実施されている内容

面接の受け方、履歴書の書き方等のテクニカルな内容

「職業講和」（地元企業の社長さんの体験談など 例 「働くとは？」）

「起業家教育」（カタカナ職業の人たちの話を聞く 等）

「金融教育」（株の投資を教える 等） といった内容も必要かもしれませんが...

社会に出て必ず必要になる「労働法教育」は重要！

## ②費用

受益者負担（高校生等の生徒）は難しいので継続的に実施していくためには公的な「予算化」が必要（最低必要経費としてテキスト代、講師代 等）

## ③意識改革

雇用多様化の時代を認識した働き方をしっかり説明

（いろいろな働き方のメリット・デメリット）

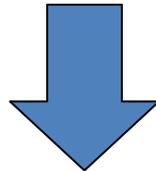
普通高校と職業高校との認識のズレ（進学のみ優先の進「学」指導）

就職させる事だけでなく就職後のフォローが重要

（就職率優先 → 早期離職の防止）

## ④学校教育の重要性を再認識したうえでの カリキュラムづくり

小中学校での、職場見学・職場体験を通じたキャリア教育



高校・大学での**労働法教育**  
就職活動を意識したキャリア教育

権利・義務・コミュニケーションの3本立て

**権利** = 知る

**義務・コミュニケーション** = 知る・納得・行動

☆権利を行使するよりも、義務を理解して遂行する方が時間がかかる